

平成 22 年度南相木村吏員福利厚生事業の内容を公表します

南相木村では、地方公務員法第 42 条に基づき、職員の保健に関する事業を実施しています。

1 平成 22 年度事業内容及び決算の状況

- (1) 南相木村では、労働安全衛生及び地方公務員法の規定に基づき、職員の衛生及び健康管理事業を実施しています。

定期健康診断等受診状況

区分	受診者数
人間ドック	13 人
定期健康診断	12 人

収入

村交付金	135 千円
------	--------

支出

健康診断助成	18 千円
--------	-------

- (2) 長野県市町村職員互助会は、地方公務員法第 42 条に規定する「その他の厚生制度」を実施する県的連合会団体として設立され、長野県内の市町村及び一部事務組合等で組織されています。また、長野県市町村職員互助会の運営は、市町村等職員の掛金（個人負担）と市町村等の負担金（公費負担）により行われています。

負担金（公費負担）給料総額の 2.8/1000

平成 22 年度支出の状況（職員 49 人・平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分	支出額
職員掛金（個人負担分）	465 千円
負担金（公費負担分）	465 千円

公費負担率 50.0%